改正

昭和44年10月8日条例第28号昭和49年3月30日条例第1号昭和50年3月25日条例第5号昭和50年12月25日条例第38号昭和52年3月25日条例第12号昭和56年3月30日条例第8号昭和57年3月30日条例第1号昭和63年3月28日条例第1号昭和63年3月25日条例第5号平成12年9月28日条例第5号平成15年3月18日条例第35号平成15年3月25日条例第35号平成25年3月25日条例第13号平成25年3月25日条例第13号

塩尻市重度心身障害者福祉年金条例

(目的)

第1条 この条例は、精神及び身体に重度の障害のある者(以下「重度心身障害者」という。)に 重度心身障害者福祉年金(以下「年金」という。)を支給し、もって重度心身障害者の福祉の増 進を図ることを目的とする。

(用語の意義)

- **第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 重度心身障害者

身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号身体障害者障害程度等級表に掲げる1級又は2級に該当する者、療育手帳(療育手帳交付要綱(昭和50年長野県告示第192号))の交付を受けた者で障害程度(総合判定)A1又はA2に該当するもの、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する障害等級が1級又は2級に該当する者及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する者で特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)別表第3に掲げる1級に該当するものをいう。

(2) 保護義務者

後見人、配偶者、親権を行う者又は扶養義務者であって重度心身障害者を現に監護するものをいう。

- (3) 市民税 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号及び第2号の規定に基づく市町村民税(同法の規定に基づく特別区民税を含む。)をいう。 (支給要件)
- **第3条** 年金の支給を受けることができる重度心身障害者は、次に掲げる要件を満たすものとする。
 - (1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条の規定による社会福祉事業を行う施設(以下「施設」という。)に入所していないこと。
 - (2) 市内に引き続き3月以上住所を有すること。
 - (3) 法第17条の規定による障害児福祉手当(以下「障害児福祉手当」という。)、法第26条の2の規定による特別障害者手当(以下「特別障害者手当」という。)又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条の規定による福祉手当(以下「福祉手当」という。)の支給を受けていないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、20歳以上の重度心身障害者又はその者と生計を一にする保護義務者で、当該年度における市民税(4月から6月までの間については、前年度における市民税とする。 以下同じ。)が課せられているものは、年金の支給を受けることができないものとする。

(受給権の消滅)

- 第4条 次条の規定により認定を受けた者(以下「受給者」という。)が、次の各号のいずれかに 該当するときは、年金の受給権は消滅する。
 - (1) 重度心身障害者が、本市に住所を有しなくなったとき。
 - (2) 重度心身障害者が死亡したとき。
 - (3) 重度心身障害者でなくなったとき。
 - (4) 保護義務者でなくなったとき。
 - (5) 障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当の支給を受けることとなったとき。
 - (6) 施設に入所することとなったとき。
 - (7) 当該年度における市民税が課せられることとなったとき。(20歳以上の重度心身障害者又はその者と生計を一にする保護義務者に限る。)

(年金の申請及び認定等)

- 第5条 年金の支給を受けようとする者(重度心身障害者が20歳未満の場合又は特別の事情がある場合においては、保護義務者)は、市長に申請して認定を受けなければならない。
- 2 年金の支給は、前項の規定により認定した日の属する月から受給権の消滅の日の属する月まで 支給する。

(年金の額及び支給方法等)

第6条 年金の額は、重度心身障害者が20歳未満のときは年額48,000円、20歳以上のときは年額36,000円とし、次の表に掲げる区分により支給する。この場合において、20歳未満の重度心身障害者が受給中に20歳以上に達したときにおける年金の額の改定は、その達した日の属する月の翌月から行う。

期別	期間	支給日	支給額	
			20歳未満の者	20歳以上の者
第1期	3月から6月まで	7月15日から7月	円	円
		31日まで	16, 000	12, 000
第2期	7月から10月まで	11月15日から11月	16, 000	12, 000
		30日まで		
第3期	11月から翌年2月	3月15日から3月	16, 000	12, 000
	まで	31日まで		

- 2 受給者が死亡した場合において、未支給の年金があるときは、次に掲げる者に支給する。
 - (1) 受給者が重度心身障害者の場合は、保護義務者であった者
 - (2) 受給者が保護義務者の場合は、新たに保護義務者となった者
- 3 第4条の規定により受給権が消滅したときは、第1項の規定にかかわらず、支給日前において も支給することができる。

(年金受給者の義務)

- **第7条** 受給者は、第1条の目的にそうよう年金を使用しなければならない。
- 2 受給者は、第4条の規定に該当したときは、速やかに市長に届け出なければならない。 (年金支給の停止又は制限)
- 第8条 市長は、保護義務者である受給者が、対象となった重度心身障害者の保護を怠っていると 認められるとき、又は受給者が第10条の規定に違反したと認められるときは、年金の全部又は一 部を支給しないことができる。

(年金の返還等)

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により年金を受給した者があるときは、その者に既に支給した年金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(譲渡等の禁止)

- **第10条** 年金の支給を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供することができない。 (季任)
- 第11条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和42年12月1日から適用する。

(経過措置)

2 この条例適用の際、現に受給資格を有する者が昭和43年1月31日までに第5条第1項の申請をしたときは、同条第3項の規定にかかわらず、昭和42年12月から支給することができる。

(楢川村の編入に伴う経過措置)

3 楢川村の編入の日前に、旧楢川村の区域に住所を有していた者で、引き続き本市に住所を有することとなったものについては、旧楢川村の区域に住所を有した日から本市に住所を有していたものとみなす。

附 則 (昭和44年10月8日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

附 則 (昭和49年3月30日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、現に改正前の塩尻市重度心身障害児福祉年金条例の規定によってなされた 申請及び認定は、改正後の塩尻市重度心身障害者福祉年金条例の規定によってなされた申請及び 認定とみなす。

附 則 (昭和50年3月25日条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 昭和50年度に係る年金の額は、改正後の塩尻市重度心身障害者福祉年金条例(以下「改正後の条例」という。)第6条第1項の規定にかかわらず、重度心身障害者が20歳未満のときは年額22,000円、20歳以上のときは年額11,000円とし、次の表に掲げる区分により支給するものとする。

期別	期間	支給日	支給額	
			20歳未満の者	20歳以上の者
第1期	4月から6月まで	7月15日から7月	円	円
		31日まで	6,000	3, 000
第2期	7月から10月まで	11月15日から11月	8,000	4,000
		30日まで		
第3期	11月から2月まで	3月15日から3月	8,000	4,000
		31日まで		

3 この条例施行の際、現に改正前の塩尻市重度心身障害者福祉年金条例の規定によってなされた 申請等は、改正後の条例の規定によってなされたものとみなす。

附 則 (昭和50年12月25日条例第38号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和50年10月1日から適用する。

(経過措置)

2 この条例の適用日に、現に認定を受けている者のうち、福祉手当の支給を受けることとなった 者については、改正後の塩尻市重度心身障害者福祉年金条例第4条の規定にかかわらず、昭和50 年度第2期分の年金は、なお従前の例による。

附 則(昭和52年3月25日条例第12号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年3月30日条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 昭和56年度に係る年金の額は、改正後の塩尻市重度心身障害者福祉年金条例(以下「改正後の条例」という。)第6条第1項の規定にかかわらず、重度心身障害者が20歳未満のときは年額27,500円、20歳以上のときは年額16,500円とし、次の表に掲げる区分により支給するものとする。

期別	期間	支給日	支給額	
			20歳未満の者	20歳以上の者
第1期	4月から6月まで	7月15日から7月	円	円
		31日まで	7, 500	4, 500
第2期	7月から10月まで	11月15日から11月	10,000	6,000
		30日まで		
第3期	11月から2月まで	3月15日から3月	10, 000	6,000
		31日まで		

- 3 昭和56年3月分に係る年金については、改正後の条例第6条第1項の規定にかかわらず、なお 従前の例によるものとし、前項の第1期の支給日に支給するものとする。
- 4 この条例施行の際、現に改正前の塩尻市重度心身障害者福祉年金条例の規定によってなされた申請等は、改正後の条例の規定によってなされたものとみなす。

附 則 (昭和57年3月30日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 昭和57年度に係る年金の額は、改正後の塩尻市重度心身障害者福祉年金条例(以下「改正後の条例」という。)第6条第1項の規定にかかわらず、重度心身障害者が20歳未満のときは年額33,000円、20歳以上のときは年額22,000円とし、次の表に掲げる区分により支給するものとする。

期別	期間	支給日	支給額	
			20歳未満の者	20歳以上の者
第1期	4月から6月まで	7月15日から7月	円	円
		31日まで	9,000	6,000
第2期	7月から10月まで	11月15日から11月	12,000	8,000
		30日まで		
第3期	11月から2月まで	3月15日から3月	12,000	8,000
		31日まで		

- 3 昭和57年3月分に係る年金については、改正後の条例第6条第1項の規定にかかわらず、なお 従前の例によるものとし、前項の第1期の支給日に支給するものとする。
- 4 この条例施行の際、現に改正前の塩尻市重度心身障害者福祉年金条例の規定によってなされた申請等は、改正後の条例の規定によってなされたものとみなす。

附 則(昭和63年3月28日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の塩尻市重度心身障害者福祉年金条例(以下この項において「改正後の 条例」という。)第3条第1号に該当する者は、その年金の受給権を改正後の条例第4条の規定 にかかわらず、昭和63年3月31日に消滅するものとする。

附 則(平成5年3月25日条例第6号)

(施行期日)

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成5年度に係る年金の額は、改正後の塩尻市重度心身障害者福祉年金条例(以下「改正後の

条例」という。)第6条第1項の規定にかかわらず、重度心身障害者が20歳未満のときは年額44,000円、20歳以上のときは年額33,000円とし、次の表に掲げる区分により支給するものとする。

期別	期間	支給日	支給額	
			20歳未満の者	20歳以上の者
第1期	4月から6月まで	7月15日から7月	円	円
		31日まで	12, 000	9,000
第2期	7月から10月まで	11月15日から11月	16, 000	12,000
		30日まで		
第3期	11月から翌年2月	3月15日から3月	16, 000	12,000
	まで	31日まで		

- 3 平成5年3月分に係る年金については、改正後の条例第6条第1項の規定にかかわらず、なお 従前の例によるものとし、前項の第1期の支給日に支給するものとする。
- 4 この条例施行の際、現に改正前の塩尻市重度心身障害者福祉年金条例の規定によってなされた申請等は、改正後の条例の規定によってなされたものとみなす。

附 則(平成8年3月29日条例第5号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成12年9月28日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年3月18日条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の塩尻市重度心身障害者福祉年金条例の規定は、この条例の施行の日以後の年金の支給期間から適用し、平成15年7月15日から平成15年7月31日までの間に支給することとなっている平成15年3月から平成15年6月までの期間の年金の支給については、なお従前の例による。

附 則(平成17年3月25日条例第35号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月25日条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の塩尻市重度心身障害者福祉年金条例の規定は、この条例の施行の日以後の年金の支給期間から適用し、平成25年7月15日から平成25年7月31日までの間に支給することとなっている平成25年3月から平成25年6月までの期間の年金の支給については、なお従前の例による。